

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく
取組み計画及び評価表
(令和2年度～令和6年度)

【令和6年度評価表】

令和7年7月

瑞浪市

瑞浪市まちづくり基本条例見出し

※黄色の枠:取組がある条

章		節		款			見出し
第1章	総則					第1条	目的
						第2条	定義
						第3条	条例の位置付け
第2章	まちづくりの基本原則					第4条	まちづくりの基本原則
第3章	まちづくりを担う主体	第1節	市民等	第1款	市民	第5条	市民の権利
						第6条	市民の責務
				第2款	多様な担い手	第7条	自治会
						第8条	まちづくり推進組織
						第9条	子ども及び若者
						第10条	市民活動団体
		第2節	議会			第11条	議会の役割と責務
		第3節	行政	第1款	市長	第12条	市長の役割と責務
				第2款	執行機関	第13条	執行機関の役割と責務
						第14条	情報
						第15条	総合計画等
						第16条	執行機関の組織
第3款	市の職員			第17条	市の職員の役割と責務		
第4章	参加の仕組み					第18条	参加
						第19条	住民投票
第5章	実効性の確保					第20条	市民まちづくり会議の設置
						第21条	条例の見直し

※令和6年度の課名で表記しています。

担当課名	取組み(既提出分)
総務部総務課	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認(第3条)
	行政手続条例の適正な運用(第13条)
	情報公開条例の適正運用(第14条)
	個人情報の適正管理(第14条)
	文書管理規程の運用(第14条)
	会議公開の基準運用(第14条)
	附属機関及び審議会などの在り方の整理(第16条)
企画政策課	行政改革の促進と評価(第13条)
	施策評価・事業評価(第13条)
	補助金等評価(第13条)
	市民アンケートの実施(第13条)
	情報セキュリティ対策の実施(第14条)
	基本計画の策定(第15条)
	実施計画の策定(第15条)
	柔軟な組織編制(第16条)
	パブリックコメント制度の運用(第18条)
	公募委員制度の運用(第18条)
秘書課	人事評価制度の運用と評価(第17条)
	研修制度の運用と評価(第17条)
市民協働課	条例の周知(第1条)
	自治会の活動支援(第7条)
	市民活動補償保険制度の運用(第7条・第8条・第10条)
	まちづくり活動拠点施設の活用(第7条・第8条・第10条)
	集落支援員制度の導入(第7条・第8条)
	まちづくり推進組織の活動支援(第8条)
	夢づくり市民活動補助制度の運用(第9条・第10条)
	夢づくり地域活動支援室の運用(第17条)
	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進(第18条)
	住民投票条例の策定研究(第19条)
	条例の見直し(第21条)
シティプロモーション課	域学連携事業の推進(第9条)
	広報、ホームページの運用指針管理(第14条)
	市政直行便制度の運用(第18条)
	地域懇談会等の開催(第18条)
生涯学習課	地区公民館指定管理者制度の運用(第8条)
	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進(第9条)
	地域学校協働活動の体制整備(第9条)
	出前講座の実施(第14条)
土木課 都市計画課	公共施設維持管理里親制度の運用(道路・河川・公園)(第10条)
消防総務課	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催(第9条)
議会事務局	議会活動の充実及び情報発信(第11条)

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第3条					
	条文見出し	条例の位置付け					
	条文	市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。					
	取組み	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		①各課等は、条例・規則・要綱を制定及び改廃するにあたり、まちづくり基本条例との整合性を確認します。 ②法令審査委員会は、法令審査委員会の審査段階で、まちづくり基本条例との整合性を確認します。				
C h e c k 評 価	取組み結果		・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。
	R6年度に取り組んだ内容		瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図りました。				
	R6年度における所属長の評価		例規の制定・改廃において、まちづくり基本条例との整合が図られています。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		特に大きな見直しや改善はありません。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		引き続き、瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図ります。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政手続条例の適正な運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修	職員向け研修	職員向け研修	適正な運用	適正な運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	行政不服審査法に基づく審査請求に対応するための体制を整備し、行政運営における公正の確保と透明性を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	審査請求への適切な対応	審査請求への適切な対応	審査請求に対する適切な体制整備	審査請求に対する適切な体制整備	審査請求に対する適切な体制整備
	R6年度に取り組んだ内容	行政不服審査法に基づく審査請求は令和6年度はありませんでしたが、関係職員で制度理解を深める等、審査請求に対応できる体制を整えています。					
	R6年度における所属長の評価	審査請求に対する体制を整えることができています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報収集を継続し、行政手続条例とも整合を取った総合的な体制を作ることが必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	情報収集を継続し、行政手続条例との整合も検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報公開条例の適正運用					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	情報公開制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施 ・広報5月15日号掲載	・新規採用職員を対象とした研修を実施 ・広報6月1日号掲載	・研修会を実施(2日) 119人が受講 ・広報6月1日号掲載	・研修会を実施(2日) 151人が受講 ・広報6月1日号掲載	・研修会を実施(2日) 91人が受講 ・広報6月1日号掲載
	R6年度に取り組んだ内容	令和6年7月に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて91人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため対面研修を中止した令和2年・令和3年を除き毎年開催しており、新入職員及び過去4年間受講していない職員は必ず受講することとしています。 また、広報に制度概要と前年度の請求状況を掲載し、制度周知を行いました。					
	R6年度における所属長の評価	情報公開に関する研修会を行い、職員に制度周知の徹底を図ることができました。情報公開請求に対しては、担当課と連携し、適切に対応しています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、新入職員、過去4年間受講していない職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。 また、市広報での制度周知に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	個人情報の適正管理					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	個人情報保護制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図り、市民の個人情報の適正管理に努めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施	・新規採用職員を対象とした研修を実施	・研修会を実施(2日) 119人が受講	・研修会を実施(2日) 151人が受講	・研修会を実施(2日) 91人が受講
	R6年度に取り組んだ内容	令和6年7月に、情報公開及び個人情報保護担当の市顧問弁護士である端元弁護士の事務所の伊藤公郎弁護士を講師に迎え、市職員及び教職員合わせて91人が、情報公開及び個人情報保護制度研修会を受講しました。本研修会は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため対面研修を中止した令和2年・令和3年を除き毎年開催しており、新入職員及び過去4年間受講していない職員は必ず受講することとしています。 マイナンバー制度の情報収集に努め、事務に滞りがないように取り組みました。実務に当たる職員は、eラーニングの受講を通じて制度の重要性や適切な取扱いについて理解を深めました。また、マイナンバーの安全管理措置について、内部監査を実施しました。					
	R6年度における所属長の評価	個人情報保護及びマイナンバーの取扱いについて体制を整え、適正に運用しています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	マイナンバー制度の情報収集に努め、事務に滞りがないようにする必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、新入職員、過去4年間受講していない職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。 担当職員に対しeラーニングによるマイナンバー制度学習の機会を提供します。併せて、マイナンバーの安全管理措置について、引き続き情報収集に努め、内部監査を実施し、適正に取り組まれるよう取り組みます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	文書管理規程の運用					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用の 周知	適正な運用の 周知	適正な運用の 周知	適正な運用の 周知	適正な運用の 周知
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		文書管理規程の徹底について、職員に随時通知し、適正な運用を図ります。				
C h e c k 評 価		取組み結果	文書管理規程 の適正な運用 の周知	文書管理規程 の適正な運用 の周知	文書管理規程 の適正な運用 の周知	文書管理規程 の適正な運用 の周知	文書管理規程 の適正な運用 の周知
	R6年度に取り組んだ内容		職員に対し、文書管理の徹底について通知しました。 また、個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置について内部監査を実施しました。				
	R6年度における所属長の評価		個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管等、適正な管理方法に基づいて運用されています。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。 特に個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置を徹底します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		適切な文書管理、特に個人番号を含む文書について施錠のできるキャビネットでの保管等の文書管理や取扱方法について、職員に随時通知して徹底していきます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	会議公開の基準運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	附属機関等の会議の公開は、瑞浪市附属機関等に関する基本方針に基づき、原則として公開としています。引き続き、適正な管理運用に努めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	運用の確認	運用の確認	運用の確認	運用の確認	運用の確認
	R6年度に取り組んだ内容	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行うとともに、非公開の場合には非公開の理由も併せてホームページで公表しました。また、書面会議により開催される会議についても、書面会議で開催されている旨をホームページで周知し、市民が会議の開催状況を把握できるよう努めました。					
	R6年度における所属長の評価	市民協働の観点から、会議の公開・非公開について、積極的な情報提供を行うことが重要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか継続的な確認と検証が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	附属機関及び審議会などの在り方の整理					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度に作成した「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」に基づき、適正な運用及び適宜見直しを行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用
	R6年度に取り組んだ内容	基本方針及び「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引き」に基づき、必要に応じて例規整備を行い、附属機関や懇談会等を設置しています。					
	R6年度における所属長の評価	策定した基本方針の運用が適切に行われています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	策定した基本方針の運用が適切に行われているか引き続き確認します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	策定した基本方針に沿って、今後も必要に応じて附属機関や懇談会等を設置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政改革の促進と評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・第6次行政改革大綱策定 ・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進 ・第7次総合計画に包含	・改革の推進
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		第5次瑞浪市行政改革大綱の基本方針「行政の質の向上」を今後も連綿と継続していくことの重要性を踏まえ、推進期間を第6次瑞浪市総合計画の計画期間に合わせ令和5年度まで3年間延長しました。これまでの独立型に行政改革大綱は策定せず、次期総合計画に包含する形で一体的に整備します。				
C h e c k 評 価		取組み結果	・第5次行政改革大綱策定の変更版として作成 ・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進 ・第7次総合計画に包含	・改革の推進
	R6年度に取り組んだ内容		第5次行政改革大綱の最終年度である令和5年度の行動計画の進捗状況及び計画期間の総括と今後の方向性について、内部評価及び外部評価を実施しました。				
	R6年度における所属長の評価		基本方針である「行政の質の向上」を目指し、行政改革の取組みを進めることができています。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		令和6年度で第5次行政改革大綱の計画期間中の評価を終えたため、第7次瑞浪市総合計画下における行政改革の内部評価及び外部評価の手法を見直します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		令和6年度から総合計画に包含したため、実施計画にて内部評価を実施し、瑞浪市総合計画推進委員会にて外部評価を実施します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	施策評価・事業評価					
	担当課	企画政策課					
D 。行 動計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から令和5年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画について、中間年度である平成30年度には、後期基本計画を策定しました。また、令和元年度には、第2期瑞浪市版総合戦略を策定しました。これら施策について、各年度の実績値等から内部評価、外部評価による効果検証を行い、より効果的な施策・事業を各課等が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	実施	実施	実施	実施
	R6年度に取り組んだ内容	第6次総合計画の最終年度にあたる令和5年度の施策評価を例年同様実施するとともに、第6次総合計画の総括評価を行い、市ホームページで公表しました。 また、瑞浪市版総合戦略について、内部評価とともに総合戦略推進会議により外部の視点から評価をしていただきました。 加えて、第7次瑞浪市総合計画の進捗を市民等に分かりやすく伝えるため、庁内会議等により評価方法の検討を行いました。					
	R6年度における所属長の評価	総合計画、総合戦略に掲げる目標を達成するべく、事業の評価及び施策ごとの評価を行い、進捗状況の管理を適切に行いました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	令和6年度で第2期瑞浪市版総合戦略の計画期間中の評価を終えたため、第7次総合計画下における総合戦略の内部評価及び外部評価の手法を見直します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	令和6年度から瑞浪市版総合戦略を総合計画に包含したため、実施計画にて内部評価を実施し、瑞浪市総合計画推進委員会にて外部評価を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	補助金等評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	補助金等評価については、まち・ひと・しごと創生法が制定されて以来、1次評価を補助金等の評価としています。瑞浪市版総合戦略に掲載している施策事業については、補助金事業を含めて外部評価を行うこととしています。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	実施	実施	実施	実施
	R6年度に取り組んだ内容	瑞浪市版総合戦略の事業のうち、国の「地方創生関係交付金」を活用した事業などについて、外部委員による評価を実施しました。					
	R6年度における所属長の評価	令和2年度から令和5年度までを対象期間とする「第2期瑞浪市版総合戦略」に掲載している事業については、補助金事業を含めて外部評価を行うことができています。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行っていきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	瑞浪市版総合戦略を第7次総合計画に包含したため、補助金事業の外部評価の手法を見直します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	令和6年度から瑞浪市版総合戦略を総合計画に包含したため、実施計画にて内部評価を実施し、瑞浪市総合計画推進委員会にて外部評価を実施します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	市民アンケートの実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		第6次瑞浪市総合計画の進捗状況を管理するための指標の一部を、市民の皆さんの満足度による指標としています。したがって、計画期間内は毎年度、市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握しています。各課等が計画策定の際に当該指標について目標を達成できるように、実効性のある施策を各課等に促していきます。令和6年度からスタートする第7次瑞浪市総合計画においても同様のアンケートを実施していきます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	実施	実施	実施	実施
	R6年度に取り組んだ内容		市民アンケートを実施し、結果については、経年比較による分析を行うなど、アンケート結果を市政運営に反映できるよう努めました。また、回収率向上の取組みとして、令和元年度に送付封筒のデザインを親しみやすいものに変更したこと、また、令和2年度より対象者(1,000人の無作為抽出)の年齢を20歳から18歳に引き下げたこと、令和4年度からWeb回答を取り入れたことなどの工夫により、平成30年度の回収率は35.7%でしたが、令和元年度には42.9%、令和2年度は44.7%、令和3年度は44.5%、令和4年度は46.8%、令和5年度は49.2%、令和6年度は、50.2%と向上し、安定しています。				
	R6年度における所属長の評価		市民アンケートによる市民満足度調査結果は、第6次および第7次総合計画の達成度指標であり、毎年、実施して経年比較をしています。今後もアンケートを実施し、施策等の効果を適切に把握する必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		第6次総合計画では、市民アンケートを毎年実施してきましたが、数値の急激な変動はみられなことから、事務の簡素化も含め総合計画を推進する上での適切な時期(概ね隔年)に市民アンケートを実施します。そのため、令和7年度は市民アンケートを実施しません。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		令和7年度は市民アンケートを実施しません。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報セキュリティ対策の実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	毎年、セキュリティ研修を実施し市職員の情報セキュリティの意識付けを行っています。今後、個人番号制度開始により一層情報の取り扱いが重要となるため、引き続き機器の更新や職員への研修を行っていきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施
	R6年度に取り組んだ内容	全職員を対象にeラーニングを実施しました。職員のセキュリティ意識の向上、および情報資産管理のため毎月セキュリティチェックを行いました。					
	R6年度における所属長の評価	情報セキュリティは、最終的には職員一人一人の意識によって決まることになるため、セキュリティチェックによる意識づけを効率的に行うことが必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新たなウィルスや外部機関からの脅威に備えるため、機器更新、ソフトウェアのアップデートなどを行い情報セキュリティの向上に努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き情報機器、及びネットワーク等について、メンテナンスを行い、安定した運用と情報セキュリティの維持の両立に努めます。また、eラーニング研修等を通して、情報セキュリティに関する継続的な職員教育を行っていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 ②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。					
	取組み	基本計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・第7次総合計画策定	・第7次総合計画の開始 ・進捗状況の確認 ・第6次総合計画の総括評価
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		平成26年度から令和5年度を計画期間とする第6次瑞浪市総合計画に基づき、将来都市像の実現に向け、各分野の施策を推進しています。総合計画は、方針や施策の大綱を定めた基本構想、根幹的事項の施策目標を設定し、基本的指針を示す基本計画、各年度の事業を具体化する実施計画の3階層により構成されています。基本計画については、社会情勢の変化等に基づき、5年を目途に見直しを行います。平成30年度はこの5年の見直しを行い、社会情勢の変化等を踏まえ、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする、後期基本計画を策定しました。引き続き、将来都市像の実現に向け、計画を推進していきます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認	第7次総合計画策定	・第7次総合計画の開始 ・進捗状況の確認 ・第6次総合計画の総括評価
	R6年度に取り組んだ内容		令和4年度に実施した第6次総合計画の進捗状況評価を基に、総括評価を実施しました。				
	R6年度における所属長の評価		第6次総合計画の総括評価を適切に行い、計画期間中に挙げられた成果及び第7次総合計画下においても引き続き対応すべき継続課題を整理できました。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		第7次総合計画の進捗状況については実施計画にて把握し、内部評価と併せて瑞浪市総合計画推進委員会にて外部評価を実施します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		実施計画策定及び瑞浪市総合計画推進委員会による二次評価にて事業の進捗を管理します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 ②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。					
	取り組み	実施計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	実施計画は基本計画に定める基本的方針を達成するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の事業を具体化するものであり、当該年度を含む向こう3年間の事業計画を策定するものです。社会・経済の変動に対応するため、毎年度ローリング方式により策定していきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
	R6年度に取り組んだ内容	社会保障関係費などの義務的経費の増加や、公共施設の老朽化対策などに伴い、投資的経費をはじめとする政策的な経費の圧迫が見込まれることから、関係部署との連携の上、持続可能な行政運営を目指した実施計画の策定に努めました。					
	R6年度における所属長の評価	実施計画では、具体的な事業の必要性の判断も含めて策定しており、社会・経済の変動に対応する形で持続可能な行政運営を実現していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公共施設の老朽化、物価高騰等により、投資的経費が増大しています。そのような中でも、第7次総合計画に位置付けた重点施策の推進、基本目標が実現できるよう優先順位をつけ、実施計画を策定します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	建設関係部署、財政部署との連携の中で、第7次総合計画の推進に向け計画を策定します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	柔軟な組織編制					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		平成26年度に、第6次瑞浪市総合計画の開始とともに、総合計画を着実に実行できる組織体制を編成するべく組織改正を行いました。主な変更点としては、少子高齢化・人口減少問題に対応し、また、まちづくりをさらに推進するために、当該課題に特化したまちづくり推進部を設置しました。今後も、住民ニーズに対応できるよう、柔軟な組織編制に努めます。また、第7次総合計画策定に合わせ、組織編制の見直しを検討していきます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	係の整理	係の整理	係の整理	大規模な組織編制の見直し	係の整理
	R6年度に取り組んだ内容		令和6年度は市立幼稚園のこども園化に伴い、こども家庭課幼稚園係の名称を「こども園係」に変更しました。				
	R6年度における所属長の評価		各課等にヒアリングを行い、課題を把握するなど、組織が円滑に進むよう適宜見直しの検討ができています。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		大規模な組織編制の見直しは行いませんが、各課等にヒアリングを行い課題を把握するなど、組織が円滑に進むよう適宜見直しを検討します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		各課等にヒアリングを行い、令和8年度に向けた組織の見直しを検討します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	公募委員制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用しています。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
	R6年度に取り組んだ内容	令和6年度は6回の公募委員選考委員会を実施し、8つの委員会等の委員の選考を行いました。また、公募委員制度について、庁内掲示板を通して庁内に周知し、適切な制度の運用を進めました。					
	R6年度における所属長の評価	市民の多様な意見を委員会等が検討する計画に反映させるため、庁内において公募委員の積極的な採用を呼びかけています。平成26年度から市民アンケートの送付対象者に対して、公募委員候補者の登録制度を周知し、候補者への登録を呼びかけ、定着しつつあります。本制度の持続可能性の向上を図るため、適宜見直しを含めた進行管理を行います。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	毎年、期間が終了する登録者がいるため、適切に登録状況を管理し、該当の方には登録を継続していただけるか確認を行います。また、市民アンケートに合わせて候補者への登録を呼びかけていましたが、アンケートを毎年行わないこととしたため、制度の運用方法を検討する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、公募委員制度について、制度周知をするとともに、適切な運用に努めます。また、公募委員制度をより効果的なものとするため、制度の見直しを検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	人事評価制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	新任人事評価者研修	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催
		備 考	新任係長に対する人事評価者研修を実施	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講
	現況評価及び今後の方向性		人事評価を人材育成のための有効な制度とするため、評価者の制度に対する理解を深め、公平・公正な評価能力の向上を図ります。				
C h e c k 評 価	取組み結果		・新任係長を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施
	R6年度に取り組んだ内容		新規採用職員研修において、人事評価制度の説明を行いました。また、新任係長及び経験のある人事評価者の1/3を対象に、人事評価者研修を実施しました。				
	R6年度における所属長の評価		人事評価制度についての研修を実施し、公平・公正な人事評価の実施を推進することが出来ました。今後も職員研修や説明会を継続的に実施することで、評価を受ける職員の納得性を高めるとともに、制度を人事管理だけではなく、人材育成及び組織のパフォーマンス向上の重要なツールとして効果的に活用します。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		引き続き、人事評価制度説明会及び研修を実施し、制度への理解を深め、公平・公正な人事評価を推進します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		新規採用者研修での人事評価制度の説明を行います。また、新任係長及び評価経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施し、評価者の制度に対する理解を深め、公平・公正な評価能力の向上を図ります。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	研修制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ
		備 考	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定
	現況評価及び今後の方向性		高度化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民との協働により地域の実情に応じた施策を展開できる職員を育成するため、職員研修計画に基づき、勤続年数、職位、担当業務等に応じた研修の受講を働きかけます。				
令 和 7 年 7 月		取組み結果	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知
	R6年度に取り組んだ内容		職員研修計画を作成し、全職員に対し周知しました。市町村職員研修センターが実施する専門研修、階層別研修の受講によって、専門知識の習得、マネジメント能力、人材育成能力の向上を図りました。新たにチームビルディング研修を開催し、働きやすい職場環境の構築を推進しました。自治大学校に職員1名、岐阜県市町村課に実務研修として1名を派遣し、地方公共団体の業務全般に関する実務的・実践的な知識の習得を図りました。				
	R6年度における所属長の評価		意欲ある職員が積極的に研修を受講できるように、各種研修情報を周知しました。引き続き、職員が意欲を持って研修に参加する職場風土の醸成に取り組んでいく必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		各種研修を通じて、専門知識の習得と市民サービスの向上を図ります。また、職員が持つ力を最大限発揮できる職場環境を実現するため、組織マネジメント力の向上と働きやすい環境の実現に取り組みます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		職員の能力を高め、職務に対する意欲の向上を図るため、職員ニーズを捉え各種の研修を実施します。市町村研修センターが実施する各種研修の情報を周知し、意欲のある職員に研修機会を提供します。また、研修アンケートを実施して講義内容と講師に対する評価を行い、効果的な研修実施に活用します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第1条					
	条文見出し	目的					
	条文	この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。					
	取組み	条例の周知					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む） 市民向け講演会の実施（5年に1度）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）	広報・PR冊子の印刷配布（子ども向け含む）、瑞浪市のまちづくりについての現状の説明会の開催	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		条例の理念を共有し、市民主体のまちづくりを推進するため、「まちづくり基本条例」について、広報みずなみ・ホームページによる情報発信のほか、チラシ等の配布を行うことで条例の周知を図ります。また、子どもを対象とした啓発パンフレットを活用し、条例の認知度を高めていきます。				
C h e c k 評 価	取組み結果		広報・PR冊子の印刷配布	広報・PR冊子の印刷配布、瑞浪市のまちづくりについての現状の説明会の開催	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布
	R6年度に取り組んだ内容		各地区で開催した地域懇談会（市長と語る会）において、まちづくり基本条例のチラシの配布と基本原則等の説明を行いました。 麗澤瑞浪中学校での、まちづくりへの提案を発表する「瑞浪市まちづくりプロジェクト発表会」において、まちづくり基本条例の趣旨・目的や、瑞浪市のまちづくりの現状についての説明会を開催しました。 新規採用職員の研修会、各地区の区長会、まちづくり推進組織の会議などにおいても、条例の周知に努めました。 名古屋大学大学院環境学研究科 教授の高野雅夫先生のご協力のもと、各地区で地域の将来像や課題解消の具体的取組みなどを記載した「地域計画」を実行に移すための組織改革や事業の見直しに関する講演会を開催しました。				
	R6年度における所属長の評価		広報みずなみの活用のほか、地域懇談会にて、広く市民に周知することができました。また、麗澤瑞浪中学校などで開催した説明会など、域学連携事業を活用して、若年層におけるまちづくりへの関心度を高めることができました。今後、更なる波及についても検討が必要です。 また、まちづくり基本条例に規定する、市民主体のまちづくりを推進するために必要な地域計画策定後の実行のための支援を行いました。 当該地域計画を実行に移していく過程において、まちづくり基本条例の理念が周知され、生きた条例としてまちづくりに活かされる取組みを続ける必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		引き続き、広報みずなみや、各種ワークショップなどあらゆる機会を捉えて、まちづくり基本条例を周知します。また、更なる認知度向上のため、周知方法を工夫します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページなどによる情報発信のほか、生涯学習出前講座のメニューとして掲載を続け、かつ各学校に具体的に働きかけていきます。 また、各地区での地域計画を実行する支援を通して、まちづくり基本条例の周知も図っていきます。 さらに、まちづくり活動へのキッカケとしてSDGS de 地方創生カードゲーム（実際に各地で行われているまちづくり活動等についての情報をもとに、仮想的にまちづくり活動を体験できるカードゲーム）を活用し、まちづくり活動の重要性及び楽しさを伝えることができるよう、カードゲームを使用したイベントの開催をしていきます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取組み	自治会の活動支援					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金による財政的支援を行います。また、夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。 連合自治会・各地区区長会を通じて、行政からの情報発信(自治会ハンドブック・別冊Q&A集、自治会加入パンフレット等)及び自治会からの要望など意見集約を行い、相互の連絡調整を図ります。				
C h e c k 評 価		取組み結果	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援	情報共有 財政運営及び人 的支援
	R6年度に取り組んだ内容		自治会活動への支援として、「市政協力事業交付金」等による財政的支援及び「夢づくり地域活動支援室」による人的支援を行いました。 また、市と各地区の連絡調整及び情報交換を行うため、市連合自治会の開催(6回/年)や自治会ハンドブック及びQ&Aの配布により、各地区への情報共有を図りました。 また、釜戸町平山区における人口減少への課題に対して、岐阜大学と連携し、平山区の存在、取り組みを知っていただくキッカケづくりとしての「平山1日限定カフェ」を行いました。				
	R6年度における所属長の評価		財政的支援、人的支援の両面により、自治会活動支援が図られています。 「自治会ハンドブック」や「Q&A集」は、自治会役員を支援する情報として有効であると考えます。 また、中山間にあり、小規模な自治会である平山での取り組みは瑞浪市の他の自治会でのモデル例として波及する可能性もあります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		自治会活動を継続したものとするため、小規模自治会の統合・再編について議論を進めていく必要があります。また、自治会のICT化や活動内容の見直し等について自治会での話し合い等を伴走支援していきます。また、平山での取り組みは引き続き、さらに発展する取り組みになるよう尽力します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		継続的な取組みとして、財政的支援及び人的支援を行います。また、自治会ハンドブック等の作成や、市連合自治会を通じて、市と各地区との連絡調整を行います。 小規模自治会の統合・再編について、議論が進むよう地区への働きかけを行います。 また、自治会のICT化や活動内容の見直し等について自治会での話し合いを伴走支援していきます。 平山での取り組みはさらに発展的・持続的な活動になるように伴走支援します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	担当課	市民協働課					
	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	担当課	市民協働課					
	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。				
C h e c k 評 価	取組み結果		制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	R6年度に取り組んだ内容		制度のPRとして、各区長会での説明、広報みずなみ(6月号)、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。さらなる公益活動の活性化に向け、R4年度からは公益的な活動へ向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償などについて補償範囲となるよう制度拡充を行いました。				
	R6年度における所属長の評価		自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。				
	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。				
A c t 改 善 計 画	次年度における具体的取組み		継続的な取組みとして、各区長会での説明、広報みずなみ、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&AによるPRを行います。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	担当課	市民協働課					
	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	担当課	市民協働課					
	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	まちづくり活動拠点施設の活用(第7条・第8条・第10条)					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。				
C h e c k 評 価	取り組み結果		施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
	R6年度に取り組んだ内容		夢サポ及び各コミュニティーセンターに設置したマガジンラックや掲示ボードを活用し、各地区まちづくり推進組織が事業成果報告やイベントなどの情報発信を行いました。また、域学連携活動とまちづくり推進組織が連携したまちづくり活動についてもポスターやチラシを置いて来庁者に向けて発信しています。				
	R6年度における所属長の評価		各地区のまちづくり活動の様子などが掲示ボードでお知らせされており、来庁者が各地区のまちづくりの情報を取得できています。また、夢サポは瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。				
A c t 改 善 P l a n	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		さらなる情報発信のため、目に留まる情報発信の方法を検討します。また、印刷物に留まらず、動画を用いた情報発信など、夢サポや各コミュニティーセンターとの連動ができるような運用も検討します。				
	次年度における具体的取組み		ホームページにて「夢サポの広場」の周知を図るとともに、引き続き事業成果報告やイベント情報など最新の情報を紹介することで、訪れる市民の方に興味・関心を持ってもらえるよう運用します。また魅力的な動画やポスター等の作成等についても各地区と協働し、効果的な発信方法を検討します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のみまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	取組み	集落支援員制度の運用(第7条・第8条)					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		地域の実情に詳しい人材を、集落支援員として各地区(8地区)に配置しています。 自治会及びまちづくり推進組織の活動を支援するとともに、地域の課題解消及び活性化につながる制度として運用していきます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	R6年度に取り組んだ内容		支援員が地域のニーズに応えられるよう、スキルアップのための研修機会の提供や支援員間の情報共有を図るための連絡会を行いました。また、地域の情報発信力の向上のため、Instagramの活用方法についての研修やチラシ作成アプリを用いたPR方法についての研修、さらには会議のアイデア創出や合意形成をリードする役割等を担う「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会、出てきたアイデアを分類し、整理することで新たなアイデアの創出に繋げる技術を獲得するための研修会などを開催し、集落支援員としてのスキルアップを図りました。				
	R6年度における所属長の評価		Instagramの活用方法、チラシ作成アプリを活用したPR方法の研修、「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会、さらには出てきたアイデアを分類し、整理することで新たなアイデアの創出に繋げる技術を獲得するための研修会を開催し、集落支援員として、地域と行政との架け橋を担うためのスキルアップを図ることができました。今後も継続して支援していきます。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		引き続き、研修機会の確保と研修内容の充実を図ります。 地域の将来像の共有、課題解消を図るための地域計画の策定支援の取組を通して、より地域に根差した支援員となるよう人材育成に繋がります。 集落支援員同士の情報共有を、標記連絡会のみならず、積極的かつ簡易な方法で情報共有・交換ができるように促していきます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		各地域で取り組む業務内容が異なるため、適切な時期(四半期に1回程度)に情報交換の場を設けることにより課題解消に向けた取組みの参考となるように情報共有を図ります。引き続き、スキルアップ等を目的とした研修機会の提供と研修内容の充実に努めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	取り組み	まちづくり推進組織の活動支援					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくり推進組織との協働を進めるため、夢づくり地域交付金による財政的支援を行います。 また、職員をまちづくり支援職員として各地域に配置し、人的支援を行います。 まちづくり推進協議会連絡会を通じて、情報の共有化を図ります。					
C h e c k 評 価		取組み結果	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有
	R6年度に取り組んだ内容	市内8地区で夢づくり地域交付金を活用したまちづくり関連事業が合計38事業（通常事業37、ステップアップ事業1）実施されました。 また、名古屋大学大学院環境学研究科 教授の高野雅夫先生の協力も得て各地区での地域計画（地域の将来像や課題解消の具体的な取組みなどが記載される、地域ごとの計画）の策定支援としてワークショップを開催し、各地区ごとに特色のある地域計画が策定されました。 当該計画を実行に移す活動についての伴走支援をしました。 SNSを利用した「まちづくり推進協議会連絡会」の取組みとしては、Instagramでのフォトコンテストにおいて600を超える投稿がありました。					
	R6年度における所属長の評価	各地区ごとに、地域での将来像や課題を解消するための具体的な取り組みをしっかりと話し合うことで、地域計画が策定されました。人数・回数にも限りのある中での地域計画策定でしたが、策定をし、実行に移す中で新たな人材の発掘や新たな視点の発見など、多くの成果が出ています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地域の将来像や課題解決への取組みを踏まえた地域計画について、策定にとどまらず、当該計画の実行やさらなる飛躍など、各地区ごとの進捗に応じた個別具体的なケア、支援が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	地域の将来像や課題解決への取組みを踏まえた地域計画の策定がされたため、各地区での周知とともに、実際に実行していく段階でのさらなる支援をしてまいります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	夢づくり市民活動補助制度の運用(第9条・第10条)					
	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
C h e c k 評 価	取り組み内容		制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性		市内で公益的な市民活動(まちづくり活動)を行う団体に対する支援として、市民活動補助制度の運用を継続します。				
	取り組み結果		制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
A c t 改 善	R6年度に取り組んだ内容		5団体5事業が行われ、地区にとらわれない、市民活動団体への支援ができました。				
	R6年度における所属長の評価		新たな団体からの申請があり、市民活動団体への支援が図られました。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		新規の活用団体を増やすため、制度の周知方法を検討します。地域計画策定の過程で多くの団体や市民の活動について情報を得ることができたため、これらを活用し、市民活動支援のために行動していきます。				
	次年度における具体的取組み		継続した取組みとして、公益的な活動を実施する市民活動団体に制度の利用を促します。また、積極的な周知活動や市民間の情報網を活用し、具体的な制度のPRや活用の提案を行います。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	夢づくり地域活動支援室の運用					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくりへの参加を促すため、全職員を夢づくり地域活動支援室の行政連絡員として配置します。また、新規採用職員に対しては「まちづくり基本条例」の研修を行い、職員も地域の一員であることの認識を深めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修
	R6年度に取り組んだ内容	夢づくり地域活動支援室に、区長会及びまちづくり推進組織の活動を支援する区長会支援職員及びまちづくり支援職員を配置しました。また、広報配布や地域と行政のパイプ役となるよう全職員を行政連絡支援職員として配置することにより、行政と地域(市民)が協働でまちづくりを展開していく体制を構築しました。 また、各コミュニティセンターにおいて、定期的に地区支援総括と支援職員の活動についてのヒアリングを行いました。					
	R6年度における所属長の評価	全職員を各地区の行政連絡職員として配置することにより、職員のまちづくりに関わる意識の向上につなげています。また、新人職員に対して、「まちづくり基本条例」の研修を行い、条例の理念や意義を学んでもらうとともに、自身が地域の一員であることを深く認識してもらいました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	協働のまちづくり推進のため、引き続き支援体制を継続していきます。 適正な支援職員の配置体制を確保していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、各地区に支援職員を配置することで市民と行政の協働のまちづくりを推進し、職員に対しても各地区の行事予定などの情報発信をしていきます。また、支援職員の活動について、各地区の支援総括が把握・管理し、市民協働課と共有します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第19条					
	条文見出し	住民投票					
	条文	①市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ②前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。 ③議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。					
	取組み	住民投票条例の策定研究					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		市として住民投票が必要となった場合、速やかに住民投票が実施できるよう、情報収集に努めます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集
	R6年度に取り組んだ内容		住民投票の実施が必要となる事案はありませんでした。				
	R6年度における所属長の評価		事案に応じて情報収集に努めます。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		事案に応じて情報収集に努めます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		事案に応じて情報収集に努めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。 ②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。 ③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。					
	取組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		基本条例の運用状況を検証するため、市民まちづくり会議を運営します。また、基本条例に対する各課の取組方針を定め、PDCAサイクルを働かせます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営
	R6年度に取り組んだ内容		市民まちづくり会議を開催し、まちづくり基本条例の運用状況について分野を絞って検証しました。会議では、市の取組状況を評価するほか、まちづくり全般に対する取組について意見交換を行うなど、条例の運用状況について検証を行います。				
	R6年度における所属長の評価		会議運営について、市民まちづくり会議委員の提案や意見を取り入れ、検証を進めました。また、意見が出やすいよう、ワークショップ形式にて会議を開催するなど、運営について工夫をしました。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		市民が主役のまちづくりを推進するため、行政主導の検証のみとするのではなく、委員の提案や意向等も取り入れ、検証を進めます。また、短時間で詳細な取組み内容が分かるよう、引き続き、資料や会議の開催方法を検討・実行してまいります。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		引き続き、委員からの提案や意見を取り入れ、開かれた会議運営を行います。さらに、まちづくり基本条例の見直しが必要かどうか検討を進めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第21条					
	条文見出し	条例の見直し					
	条文	市長は、5年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。					
	取組み	条例の見直し					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催
		備 考					
	現況評価及び今 後の方向性		条例施行後、5年を超えない期間ごとに見直しを行い、必要に応じて条例の改正等の措置を講じます。				
C h e c k 評 価		取組み結果	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ 審議会の開 催
	R6年度に取り組 んだ内容		市民まちづくり会議において、基本条例の運用状況の確認を行い、各部署において、取組の評価を実施しました。				
	R6年度における 所属長の評価		基本条例の見直しについては、5年を超えない期間ごとに、市民まちづくり会議において検討する必要があります。 引き続き、まちづくり基本条例に照らし合わせた新しい施策・事業実施が提案されるように、各部署に呼びかけを行う必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見 直す内容・改善す る内容など		市民まちづくり会議における検証結果を担当課へ確実に伝えていく必要があります。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における 具体的取組み		引き続き、関係各課においてPDCAサイクルの実践を行うように促します。また、市民まちづくり会議において基本条例の見直しが必要かどうかについて検討を進めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取り組み	域学連携事業の推進					
	担当課	シティプロモーション課(市民協働課)					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	情報共有及び財政支援 交付金制度の創設	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援	情報共有及び財政支援
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	域学連携協定に基づき、市が抱える地域課題に対し、教員及び学生が地域の課題解消及び活性化に向けた取組みを推進するための支援を行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	情報共有及び財政支援 交付金制度の創設	情報共有及び財政支援 交付金制度の有効活用	情報共有及び財政支援 交付金制度の有効活用	情報共有及び財政支援 交付金制度の有効活用	情報共有及び財政支援 交付金制度の有効活用
	R6年度に取り組んだ内容	各課からの域学連携事業の取りまとめを行い、各学校との連携を推進しました。 令和4年度に発足した学生のまちづくりグループ「瑞浪市役所 ミライ創ろまい課」では、若者が進んでまちづくりに参画し、まちに“にぎわい”を創出することを目指して活動し、市はその支援を行いました。取り組みは大きく3つのチームに分かれて、活動しました。 ①化石検定チーム:日本初の化石検定の実施 ②イベントチーム:市制70周年記念事業と連携したイベントの実施 ③特産品チーム:民間事業者と協力し新たな特産品の開発 その他にも、市内の高校・大学と様々な域学連携事業を行いました。					
	R6年度における所属長の評価	域学連携推進事業交付金を活用し、高校・大学との連携の幅も広がっています。また、学生によるまちづくりグループ、瑞浪市役所「ミライ創ろまい課」では、地域の大人の方々を多く巻きこんでの活動が功を奏し、具体的で、実現可能な活動を行っています。それぞれのチームごとに現実的で具体的な成果のための交付金の活用がありました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらなる域学連携活動の活発化のため、学校との連携・協議を、より密にしていくことに加え、庁内への域学連携活動の制度や重要性の周知を図ります。また、より幅広い活動の実現のために、地域への周知や協力も仰ぎます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、学生の積極的な参加を促し、多くの若者が主体的に活動に取り組んでいけるよう、支援を継続していきます。こうした活動を通じて、地域活動が、年齢層問わず、楽しく活発なものとなることを目標に取り組んでいきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	広報、ホームページの運用指針管理					
	担当課	シティプロモーション課(企画政策課)					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し ・Lorcleアプリの運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		【広報】 瑞浪市広報発行規程に基づき、条例や規則など市民に周知して理解を求めるもの、行政や財政など一般的事項で市民に周知したいもの、市民生活に必要な情報などを掲載し、12,900部を毎月1日と15日の2回発行していました。令和3年度からは、市民ニーズに応じた情報発信が可能になってきていること、自治会等における広報配布作業の負担軽減を求める意見等を踏まえ、広報発行回数を月1回(1日号)へ変更します。 【ホームページ】 令和元年度にホームページをリニューアルし、令和2年度から運用を開始しました。SNSの運用方法については、随時見直しを行い、効率的・効果的な運用を行います。				
	取組み結果		・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・メルマガ変更	・広報発行 ・AIチャットボットシステムの運用開始 ・SNSの公式アカウント試験運用開始	・広報発行 ・SNSの公式アカウント運用	・広報発行 ・SNS公式アカウント運用 ・中日新聞Lorcleアプリ試験運用開始	・広報発行 ・SNS公式アカウント運用 ・中日新聞Lorcleアプリの運用
令 和 7 年 7 月	R6年度に取り組んだ内容		【広報】 広報発行規程に基づき、市民に周知したい情報、市民生活に必要な情報などを掲載するとともに、定期的に全地区のまちづくり推進協議会の活動を掲載し、市民への周知に努めました。 【ホームページ】 SNSの公式アカウント(ツイッター、インスタグラム、YouTube)の他に、中日新聞Lorcleアプリの試験運用を開始しました。				
	R6年度における所属長の評価		【広報】 広報掲載年間計画に沿いながら、計画的かつ効率的に必要な情報が掲載・周知されるよう、各担当課等に働き掛けを行い、さらなる紙面の充実を図ることが求められます。 【ホームページ】 SNSの発信内容について、随時見直しを行う必要があります。				
	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		【広報】 ホームページやSNS等での情報発信の充実を図り、必要な情報が必要な時期に入手できるよう取り組みます。 【ホームページ】 SNSの発信内容については、随時見直しを行い、効率的・効果的な情報配信を行います。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		【広報】 掲載情報の精査、表現方法やレイアウト等、広報紙面の見やすさに配慮しながら、市民への情報発信を継続します。 【ホームページ】 SNSでの情報発信について、効率的・効果的な情報発信となるよう職員への啓発を行います。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市政直行便制度の運用					
	担当課	シティプロモーション課(企画政策課)					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み の リ ン ク	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	本庁舎、各コミュニティセンター及び公共施設にボックスを設置しているほか、市ホームページに投稿フォームを設けており、年間で平均50件の投書があります。苦情、提案など内容はさまざまですが、市政に反映できるものは反映するなど一定の効果が見られています。今後も、広報等で制度の周知に努めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	コロナウイルスに関連する直行便が多く、過去5年間で最多の件数となりました。	コロナウイルスに関連する直行便が大半となりました。	広報みずなみ7月号で市政著効便制度について掲載しました。	広報みずなみ7月、12月号で市政直行便制度についての記事を掲載しました。	広報みずなみ12月号で市政直行便について掲載しました。
	R6年度に取り組んだ内容	広報みずなみやホームページにて、市政直行便制度の周知に努めました。また、いただいた意見に対し、速やかに的確にやりとりができるよう努めました。					
	R6年度における所属長の評価	ホームページ上や、広報紙面において「市政直行便」の啓発がなされています。今後も、市民の意見を聞く貴重な手段として、SNSを活用し、継続的に啓発を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	広報紙面において、市政直行便制度のさらなる周知を図ります。市政直行便の意見を踏まえて市政に反映された事案について紹介します。また、紙面のほかにSNSを使用し、市政直行便制度の周知を図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市政直行便制度の記事を広報に掲載し、周知を図ります。また、受け付けた意見・要望については、市政に反映された事案を含め、広報みずなみに掲載していきます。また、市政直行便の内容に応じて、市政に反映させていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	地域懇談会等の開催					
	担当課	シティプロモーション課(企画政策課)					
D 。行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	地域懇談会等を継続的に開催し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換できる機会を充実させます。					
C h e c k 評価		取組み結果	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
	R6年度に取り組んだ内容	開催にあたり、区長会等の会議、市広報、ホームページのほか、市公式SNSにて周知をしました。 令和6年度の市長と語る会は市内8地区で開催しました。個別開催には、東濃厚生病院の存続を求める市民の会との意見交換を実施しました。 いただいた内容・回答については、担当部署に連絡し、今後の市政運営に反映するよう努めるとともに、ホームページなどで公表しました。					
	R6年度における所属長の評価	市民の皆さんが市政に関心をもっていただくためにも、市政についてわかりやすい資料の作成や市民ニーズの沿ったテーマにすることが重要です。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市の施策についてだけでなく、地域独自の意見や課題を収集できる構成とし、市民の意見を施策に効果的に反映できるよう努めます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	各地区でテーマを決め、より地域に特化した内容について自由討論し、意見や課題を収集します。 多くの市民に参加していただけるよう区長会等の会議の場や市広報、ホームページ、SNS等で案内します。 事前意見のとりまとめ、市側の回答の作成など、懇談会の内容をわかりやすくまとめ、ホームページなどで広く公表します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。 ②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。 ③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。 ④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。 ⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。					
	取り組み	地区公民館指定管理者制度の運用					
	担当課	生涯学習課(社会教育課)					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		地域活動の活性化のため、地区公民館のまちづくり推進組織による指定管理者制度を推進します。				
C h e c k 評 価		取り組み結果	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用
	R6年度に取り組んだ内容		まちづくり推進組織による指定管理者制度導入済の5地区公民館は、地域交流や生涯学習の拠点としてそれぞれの地区で工夫して地域活動の活性化につながる管理運営が行われました。令和6年度は、釜戸公民館の指定管理者の変更があり、指定管理者の指定手続きを行いました。				
	R6年度における所属長の評価		地区公民館がある地区においては、地域住民の理解を得ながら活動を継続することで、地域に根付いた公民館としてまちづくり組織による管理運営が適正に行われています。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		地域に合った地域活動が行えるようにまちづくり組織等と連携や情報共有していくことが必要になってくるので、関係部署との協議が必要になると考えます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		中央公民館・地区公民館の今後のあり方について検討します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進 (青少年育成活動)					
	担当課	生涯学習課(社会教育課)					
D 。 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		子ども及び若者に各地区のまちづくり推進組織、公民館及び子ども会等の活動を通じたまちづくり活動への参加を促進します。				
令 和 7 年 7 月		取組み結果	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知、青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知、青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知、青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知、青少年育成団体への働きかけ
	R6年度に取り組んだ内容		各公民館において、子ども向け講座や多世代交流事業を実施しました。また、各公民館の文化祭では子どもの作品展示・発表、合唱などが行われました。魅力発掘と地域の景勝地等をめぐる講座を実施した公民館もありました。				
	R6年度における所属長の評価		青少年育成団体、学校、公民館等が連携し、子ども及び若者が参加しやすい環境づくりやボランティアとして活躍できる場の提供に努める必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		より多くの子ども及び若者が地域の人や多世代とふれあい、様々な体験ができる機会の提供に努めます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		青少年育成団体、学校、公民館等の連携により、子ども及び若者が参加しやすい魅力ある事業を実施するとともに、運営に携わるボランティアとしても活躍できる場の確保に努めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数		第9条					
	条文見出し		子ども及び若者					
	条文		①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取り組み		地域学校協働活動の体制整備					
担当課		生涯学習課(社会教育課)・学校教育課・市民協働課						
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	コミュニティ・スクール 一部 校区での試験導入	コミュニティ・スクール 一部 校区での正式導入	コミュニティ・スクール 一部 校区での正式導入	コミュニティ・スクール 一部 校区での正式導入	コミュニティ・スクール すべて の校区で導入	
		備 考	みずなみ教育プラン・後期計画 取組内容の具体的な表記					
	現況評価及び今後の方向性		「子どもの成長支援のための学校、家庭、地域の連携強化」を達成するため、各校区における地域学校協働活動の体制整備に取り組めます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・制度啓発用チラシの全戸配布 ・2校の先進的実践と検証 ・関係団体合会での説明	・先進2校正式発足 ・隔月啓発回覧発行	・4地区での地域学校協働活動推進員の設置、実践と検証 ・小学校6校において正式発足 ・隔月広報みずなみに啓発記事を掲載	・7地区での地域学校協働活動推進員の設置、実践と検証 ・小学校1校、中学校2校で正式発足	・中学校1校での正式発足 ・市内すべての地区での地域学校協働活動の実践と検証	
	R6年度に取り組んだ内容		・瑞浪南中学校において、正式に学校運営協議会を設置しました。これで、市内すべての公立小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。 ・教育委員会として、学校運営協議会に参加し各校実践の支援をしました。 ・地域学校協働活動推進員には県の推進員研修へ参加してもらいました。 ・地域学校協働活動推進員協議会を年3回実施し、各地区の活動計画や活動内容を交流しました。 ・隔月で、制度啓発用の記事を広報みずなみに掲載しました。					
	R6年度における所属長の評価		・地域学校協働活動推進員を設置することで、地域学校協働活動を核として、地域と学校が子どもの「目指す姿」を意識し子どもと関わっていく実践を積み上げました。 ・地域学校協働活動推進員協議会を実施することで、各地区の活動計画や活動内容を交流し、推進員としての意識を向上させることができました。 ・地域の学校運営協議会及び地域学校協働活動について、資料を作成し、協議会にて説明することで、地域の関係者に理解を深めることができました。 ・コミュニティ・スクールへの理解を得るために、広報みずなみに記事を掲載することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		・地域学校協働活動推進員協議会を定期的に実施し、各地区の地域学校協働活動推進員が精力的に活動できるように支援する体制を整えます。 ・県の支援プログラムの活用や三課合同会議の開催など、関係機関との連携を図り、瑞浪市ならではの活動のあり方を構築していきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		・地域学校協働活動推進員協議会を開き、各地区の推進員の活動について伴走支援を進めます。 ・引き続き各校の活動について伴走支援（学校運営協議会へ参加、支援する）を進め、市全体の活動を把握し、必要な支援を随時行っていきます。 ・協働活動の取材、広報活動(市広報に隔月で情報を掲載し周知)を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取り組み	出前講座の実施					
	担当課	生涯学習課(社会教育課)					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		瑞浪市の取組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明し、市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんにとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供します。				
C h e c k 評 価		取組み結果	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布他	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布他	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布他
	R6年度に取り組んだ内容		出前講座を含む市内の生涯学習講座等の情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、広報みずなみに折り込み全戸配布した他、ホームページへの掲載、市内各施設への設置、関係機関への配布等により周知に努めました。また、公民館講座・イベント等の開催情報は、市HPメールマガジン・SNS・ラジオも活用して情報発信を行いました。				
	R6年度における所属長の評価		公民館の利用アンケート等から市民の多様なニーズを把握し、幅広い年代に対応した学習機会を企画するとともに、より多くの人の興味関心を得ることができるような効果的な発信が必要です。また、参加者の少ない講座については、周知方法や講座自体の見直しを検討する必要があります。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		講座等の開催においては、作成したチラシを関係各所に配布し、多くの市民に情報が行き届くよう幅広い周知を徹底します。併せてホームページやSNS、メールマガジン等も有効に活用していきます。利用者アンケート等からの意見や要望を次年度の講座計画に反映させ、より市民ニーズに合う学習内容を検討します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		出前講座を含む市内の生涯学習講座等の情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、学習機会に関する情報を提供します。またアンケート等から得られる情報を分析し、利用者のニーズに沿った講座を企画するとともに、情報発信の強化を図るため、イベントや行事の際にチラシを折り込む等、周知を徹底します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取り組み	公共施設維持管理里親制度の運用(道路・河川・公園)					
	担当課	土木課・都市計画課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み の シ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市道や河川、公園などの維持管理を図り、きれいな地域づくりを目指して公共施設里親活動を推進していきます。					
C h e c k 評 価		取り組み結果	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供
	R6年度に取り組んだ内容	これまで里親登録をいただいている団体に、継続的な維持管理に関する取組をお願いすると同時に、登録団体の拡大に努めました。また、公共施設維持管理里親制度実施要綱に基づいて、団体に資機材等の支給及び貸出を行いました。					
	R6年度における所属長の評価	市内の道路・河川や都市公園において里親登録をいただき、公共施設の維持管理を図るとともに、きれいな街づくり、地域づくりを地域団体の協力を得ながら推進することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新規の活用団体を増やすため、制度の周知を強化します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	連合自治会やホームページ等を活用して里親募集等のPRを行います。平成30年度に開催した里親制度のあり方についての検討委員会の検討内容をもとに、引き続き制度等の拡充を検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。 ②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。 ③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。					
	取組み	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催					
	担当課	消防総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)・地震体験	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)・地震体験
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性		子どもが応急手当講習、防災講話・災害図上訓練(DIG)を受講することで、応急手当の普及、救命率の向上及び防災意識の高揚に大きな効果が期待できます。 今後は、少しでも多くの方に受講していただけるよう、これまでに実施していない学校等にも積極的にPRします。				
C h e c k 評 価		取組み結果	応急手当講習 防災講話 施設見学	応急手当講習 防災講話 施設見学	応急手当講習 防災講話 地震体験 DIG訓練	応急手当講習 防災講話 地震体験 DIG訓練	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)地震体験
	R6年度に取り組んだ内容		応急手当講習を市内小中学生及び高校生454名に対して実施しました。防災訓練等では、小学生に対して災害図上訓練(DIG)を20名、地震体験を257名に実施しました。また、防災について学べる情報をSNSを活用して発信し防災啓発活動を行いました。				
	R6年度における所属長の評価		多くの小中学生及び高校生に対して応急手当講習を実施し、応急手当の普及、救命率の向上に繋げることができました。防災訓練等では、多くの小学生に対して地震体験を実施、SNSを活用して訓練の様子や防災について学べる情報を発信することで、防災意識の高揚を図ることができました。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		これまでに応急手当講習や防災訓練等を実施していない学校や幼稚園等に積極的にPRし、防災意識の高揚及び応急手当の普及を図ります。また、小中学生向けの防災講話や初期消火・煙体験等の訓練を提案し、受講を促していきます。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		地震体験車による体験訓練と並行して、小中学生向けの防災講話等の受講を促し、防災意識の高揚に努めます。また、防災について学べる情報をSNSで発信するなど、防災啓発活動を継続していきます。応急手当講習については、eラーニングを活用して講習時間を短縮させ、受講しやすいプログラム及び内容を提案し、受講者数が増加するよう努めます。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第11条					
	条文見出し	議会の役割と責務					
	条文	①議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される議事機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。 ②議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。 ③議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。					
	取組み	議会活動の充実及び情報発信					
	担当課	議会事務局					
D。 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行 議員間討議規程の制定検討	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	議会基本条例に基づき、毎年、議会報告会を開催し、市民との意見交換を行い、市民の思いを市政へ反映できるよう努めています。また、毎年、各議員が市民目線に立ち、決算に係る事業評価を実施し、行政運営をチェックしています。さらには、議会広報紙を発行し、議会活動を市民に公開しています。引き続き、開かれた議会として、市民意見の収集、市民への議会活動の公開に努めていきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果		議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 若者の市議会への意識調査 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行 議員間討議に関する申し合わせ事項適用	議会報告会開催 (議員定数検討) 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 (議員定数検討) 事業評価実施 議会広報紙発行
	R6年度に取り組んだ内容	・令和6年11月に、地域経済建設委員会で調査研究を進めている「地場産品ブラッシュアップ事業」について、事業へ参加された事業所、商工会議所、青年会議所の皆さまを対象にした議会報告会を行いました。 ・事業評価及び議会からの提言を次年度以降に効果的に反映させるため、予算の積算前に執行部へ提出しました。 ・多くの市民に見てもらえるよう、議会広報紙の表紙のデザインを新しくしました。また、年4回の発行に加え、令和7年4月増刊号を発行し、議会から提出した提言書に対する市長の回答について掲載しました。					
	R6年度における所属長の評価	議会報告会や意見交換会を通じて市民の意見を汲み、それを事業評価や政策提言へ反映させ、経過を広報紙にて市民に公開するという、一連のサイクルを委員会が設けた年間テーマを軸に展開したことで、ある程度一貫性をもった活動ができました。議会からの提言は、本市議会において初めての取組みであり、市民の意思を市政へ届ける役割を担うことができたと考えます。					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、市民の意見を収集し市政へ反映させるための議会活動を推進します。また、市民に市議会をより知ってもらえる広報広聴活動に取り組めます。					
	次年度における具体的取組み	議会報告会や意見交換会を市内の中高生を対象に行うことで、これまでのように市民と直接意見を交わす場であると同時に、若い世代の政治参加意識を育む主権者教育を行う場として活用できるよう取り組みます。 また、議会広報紙を手に取りやすく、読みやすい紙面となるよう努めます。					